

令和 3 年 3 月 4 日

学 生 各 位
学生課外活動団体 各位
課外活動団体顧問 各位

学生支援センター長

京都府緊急事態措置解除後の課外活動等について

令和 3 年 2 月 28 日付けで京都府緊急事態措置が解除されたところですが、3 月 1 日付け本学新型コロナウイルス感染対策本部長通知のとおり、京都府においては感染の再拡大の防止に向けた新しいステージにおける対策を実施することとしており、引き続き感染防止対策の徹底等の要請がなされています。これを受けて、本学における課外活動等においては、これまでの対策（活動制限）を継続することとします。

課外活動を行う団体は、これまでとおり、大学マニュアル及び団体マニュアルに従い、感染症に対する警戒心を緩めることなく、一人ひとりの自覚と責任ある行動を心掛けてください。

なお、活動時間は、平日は 16 時から 19 時まで、土日祝日等は 9 時から 17 時までのうち最大でも 3 時間までであり、公式戦を除く学外者との交流戦・練習試合等は禁止しています。また、学内外での飲食を伴う懇親会等は、課外活動を行う団体としては禁止、その他の学生にあっても、自粛を求めます。

安心・安全な課外活動等ができるよう、皆様のご理解、ご協力を引き続きお願いいたします。

【本件問合せ先（担当）】

学生サービス課学生生活係

電話: 075-724-7144

E-mail: stu_seikatu@jim.kit.ac.jp